

社会福祉法人 北野健寿会

令和7年度事業計画

特別養護老人ホーム“西陣憩いの郷”は、本年5月1日で開設20年の節目を迎え、“人としての尊厳・自己決定を尊重し、安心・安らぎの場を提供する”という開設以来の運営理念を実現すべく、日々、取り組んでおります。

しかし、令和6年度においては、長期・ショートステイともに稼働率が大きく低下し、未だ、回復が見込めない状況が続いており、法人の経営状況は、ますます厳しさを増し、予断を許さない状況が続いております。

令和7年度においては、これらの課題解消を最優先しつつ、施設設備の老朽化対策や介護現場の生産性向上等の新たな取組も進めていく必要があります、従来にも増して厳しい施設運営が求められます。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり、令和7年度事業計画を策定いたしました。

【令和7年度事業計画】

第1 策定方針

- 「人としての尊厳・自己決定を尊重し、安心安らぎの場を提供する」という施設の運営理念の実現に向け、職員一人ひとりが施設の果たすべき役割を認識し、ユニットケアの特徴を生かした質の高い介護サービスの提供に努めます。
- 高齢者の福祉ニーズが多様化し、住み慣れた地域での生活を支える在宅サービスの需要が増加する一方、特養やショートステイの利用ニーズは減少傾向にあります。そのような中、当施設が将来に渡ってサービス利用者を確保していくためには、地域貢献活動や地域行事のほか地域防災活動にも積極的に関与し、地域に根差した施設運営が求められます。
- また、施設経営の回復に向けては、介護報酬を可能な限り確保するため、7階フロアを含めた全居室の稼働率確保に全力で取り組むとともに、厚生労働省が令和6年度に策定した「生産性向上ガイドライン」に基づき、ICT化をはじめとする介護現場の生産性向上の取組にも着手していかねばなりません。
- そして、今後とも入居者にとって安全で快適な居住空間を提供し続けられるよう、施設設備の老朽化対策についても、中長期的な視点に立った改修計画を策定し、計画的に取り組んでいくことが求められます。

第2 重点的取組

上記策定方針に基づく令和7年度の重点的取組は、次のとおりです。

1 居室稼働率の確保

令和6年度の居室稼働率は、長期、ショートステイともにフロアを休止した影響が大きく、長期77.6%、ショートステイ46.2%、全体で75.2%と、過去最低の水準まで低下する見通しです。

(1) 長期の現状

長期については、介護の人材不足が長期化し、令和6年5月から10月までの6箇月もの間、1階フロアを休止する事態となりました。1階フロアの休止については、11月によりやく解消できたものの入居申込者が大きく増加することなく、

居室稼働率は、依然、低調なまま推移しています。

居室稼働率の確保に向けては、長期入所候補者の選考基準を見直し、従来の要介護度4又は5の重度者に加え、要介護3の中等度者についても積極的に受け入れることとし、併せて、過去3年に遡り、中等度者を含めた受入保留者の掘り起こしを行いました。また、居宅支援事業所や相馬病院等の関係機関のほか、近隣のマンションや戸建て住宅へのチラシ配布によるPR活動を行い、新たなニーズの発掘にも取り組んでおりますが、未だ大きな効果は得られておりません。

(2) ショートステイの現状

ショートステイについては、全市的に利用ニーズが縮小傾向にある中、当施設においても、コロナ禍以降、利用申込みが大幅に減少し、今なお回復の目途が立っておりません。

そのため、ショートステイについては、限られた人員で効率的にサービス提供が行えるよう、令和6年3月に次の2点の事業運営の見直しを行いました。

- ① 利用受入枠を8名から4名に縮小
- ② 事業の運営形態について、7階フロアをショートステイのみに使用する従来の「特養併設型」から、長期フロアの空床をショートステイに使用する「空床利用型」に転換

(3) 今後の取組

長期フロアについては今なお空室が多く、収支状況悪化の最大要因となっているため、居宅支援事業所をはじめ相馬病院や老健施設等の関係機関と一層の連携強化を図るとともに、恵まれた立地条件等、当施設の強みを積極的にアピールし、一人でも多くの入居者を、一日でも早く獲得できるよう取り組んでまいります。

また、ショートステイについても、利用受入枠を自由に調整できるという空床利用型サービスの利点を活かした柔軟な利用受入により、空室解消とリピーター利用者の獲得に努めるとともに、貴重な長期入居候補者として、今後の適切なサービス利用相談に努めてまいります。

2 7階フロアの事業展開について

7階フロア（8室）については、利用申込みの減少に伴い、令和6年3月以降、ショートステイ専用施設としての使用を見合わせております。

しかしながら、今後、経営の健全化を図るためには、7階を拠点に、法人の収益性を向上させる事業を展開していく必要があります。

そのためには、京都市が令和6年度に策定した「第9期京都市民長寿すこやかプラン」に則り、今後の介護保険事業の方向性を見極めたうえで、当法人にとって最も有益な事業を選択し、展開してまいります。

3 介護労働力の確保

(1) 現状

当施設は、国基準を上回る介護職員の配置と充実した資格取得支援や研修制度の取組に加え、国の処遇改善対策事業を最大限に活用した賃金改善の取組により、質・量双方の人材確保対策を進めております。

全国的に介護人材が圧倒的に不足する中、当施設においても、令和5年度以降、介護人材の確保が間に合わず、令和6年度後期に至ってようやく必要な介護労働力を確保することができたところ です。

(2) 令和7年度の対策

令和7年度においては、ハローワークや人材紹介業者を活用した従来の人材確保の取組のほか、コロナ禍において制限を受けていた介護福祉士養成校の実習生受入れや高校生に対する進路指導段階での早期のアプローチ等、将来を見据えた人材確保対策についても、精力的に取り組んでまいります。

4 介護報酬改定への対応

令和6年度においては、介護報酬改定により、介護現場の生産性向上を主眼とした「生産性向上推進体制加算」が新設され、「生産性向上委員会」の設置・運営や厚生労働省が示す「生産性向上ガイドライン」に基づく生産性向上の取組が義務化されました。これらの取組は、令和8年度末が実施期限とされているため、当施設においては、令和7年度以降、計画的にこれらの取組に着手し、介護報酬の増額に努めてまいります。

また、令和7年度においては、令和6年度に一本化された「処遇改善加算」についても、生産性向上等の職場環境の整備が算定要件とされたため、「生産性向上推進体制加算」と併せ、「処遇改善加算」についても算定要件の確保に努めてまいります。

5 施設設備の老朽化対策

当施設は開設後20年の歳月が経過し、経年劣化による施設設備の修繕・改修に多額の経費を要する状況が続いており、令和7年度の当初予算案においては、「その他の積立金」を500万円取り崩し、これらの経費に充てることとしております。

施設設備については、長年の懸案であった特殊浴槽の交換を、令和6年度によりやく完了させることができましたので、令和7年度においては、次の課題である各フロアのリフト浴設備の補修・交換に計画的に取り組んでまいります。

6 高齢者虐待の防止

当施設では、入居者様に対する虐待事案の再発防止の取組として、令和3年10月から実施している「全職員に対する月1回の虐待通報ヒアリング」を継続し、介護現場のリーダー職員の意識向上を図るとともに、外部の専門家を加えた「虐待防止委員会」を定期的で開催し、高齢者虐待の未然防止に取り組んでおります。

今後、虐待事案を発生させることがないように、令和7年度においても、全職員に対する虐待防止研修による意識向上、虐待発生の引き金になりかねない職員のストレス軽減に取り組み、施設と職員が一丸となって虐待防止対策を進めてまいります。

7 業務継続計画（BCP）の推進

当施設においては、令和5年度中に「感染症発生」及び「自然災害発生」に係る両継続計画の策定を終えたため、令和6年度においては、両計画に基づき、感染症対策及び防災対策の取組に、順次、着手しました。

令和7年度においても、引き続き、研修及びシミュレーション訓練の実施、並びに業務継続計画の見直しにも着手し、感染症や自然災害の万が一の発生に備えた実践的な取組となるよう見直してまいります。

8 新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

令和6年度においては、単発的な感染はあったものの、幸いにも、各種感染症が

施設内でのクラスター感染に至ることはありませんでした。

感染症については、手洗い・手指消毒等の基本的な感染症対策が最も有効とされているため、今後とも引き続き、職員の感染防止対策意識の定着化を図り、感染症の予防徹底に努めてまいります。

第3 介護の質の向上を目指す取組

入居者様の人権を擁護し、安全で尊厳のある暮らしを支え、高めるため、令和7年度は、次の取組を推進します。

○ 介護担当部門の目標

入居者様の人権を守り、安全・快適にその人らしく暮らしていただくために、ユニットケアを推進し、個別ケアサービスの質を向上させ、職員一人ひとりが専門的知識、高度な技術を習得できるよう、以下の取組を進めてまいります。

また、介護サービスの提供に当たっては、「事故発生防止のための指針」、「身体的拘束適正化に関する指針」及び「高齢者虐待防止のための指針」を遵守し、介護事故、身体的拘束及び高齢者虐待の発生防止に努めます。

1 エビデンスに基づいた個別化されたケアの実施

- (1) 職員一人ひとりが個別ケアについて考え、入居者様に合った起床・就寝時間、食事時間等、生活リズムを把握し、臨機応変に対応できるよう、個別ケアの確立を目指します。
- (2) 常に「何故そうするのか」という意識と根拠を持ったケアに努めます。
- (3) 個別ケアを向上させるため、入居者様に対するアセスメントを丁寧に行い、日々の介護が効率優先又は一律的な介護になっていないか見直します。
- (4) 入居者様一人ひとりの言動には、ご本人なりの理由（根拠）があることを理解し、その原因を探っていくことで安全・安心に暮らしていただけるよう努めます。
- (5) 認知症に関する正しい知識を習得し、人権を擁護するとともに意思や人格を尊重することで、虐待行為や不適切なケアの発生防止に努めます。

2 事故を防止し、安全で快適な暮らしの提供に向けた取組

- (1) 職員の「気づき」や「察し」、問題意識・安全管理に対する意識を高めます。
- (2) 日常生活上の事故は発生するものと想定し、その予防に努めるとともに「事故が起こるかもしれない」、「このままだとこういう事故が起こってしまうのでは」という視点を養います。（ヒヤリハット報告書を活用し、職員間での情報共有に努めます。）
- (3) 事故検討班、事故防止委員会において、事故内容を分析、再発防止に向けた取り組みを発信し、介護職だけでなく、多職種との情報共有に努め、事故内容、再発防止の意識を高めます。
- (4) 不注意によるうっかりミス、思い違い、勘違いから発生するミスを無くします。

3 看取りケアへの取組

- (1) 入居者様に心安らかで尊厳ある最期を迎えていただけるよう、また、ご家族様にとって大切な思い出の日々となるよう、医師、看護師、介護職をはじめ、全ての施設職員が密に連携し、入居者様・ご家族様の意向に添えるケアの提供と環境を整えます。
- (2) 看取りに関するご家族様の不安や淋しさを少しでも緩和できるよう、関わりの

時間を大切にします。

○ 教育・実習担当部門の目標

人材育成及びリーダー育成に向け、各部門と協働し、以下の取組を進めます。

1 人材の育成

- (1) 「キャリアパス育成計画表」に則った計画的な研修を行い、施設の求める人材の育成に努めます。
- (2) ユニットリーダーの介護観を高めるため、外部・内部研修への参加を推奨します。
- (3) リーダー以外の職員についても、外部・内部研修への参加を推奨し、次期リーダー候補者の育成に努めます。
- (4) ユニットケア・個別ケアに関する研修を定期的かつ計画的に行います。
- (5) 認知症に関する正しい知識の習得、介護技術やコミュニケーション等、人権尊重と介護力の向上に向けた研修を行います。
- (6) 令和3年度より介護サービスに直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を持っていない職員は「認知症介護基礎研修」の受講が義務化されました。対象となる職員に対しては研修受講のサポートに努めます。
- (7) 実習生の受入れについて、実習内容の充実はもとより、実習生の受入れが将来的に人材の確保に繋がるよう、実習に携わる職員の資質・指導力の向上に努めます。

2 職員定着化の取組

- (1) 職員がセルフケアの知識を学び、自分自身をケアできるよう、研修会を開催するとともに、職員個々のストレスが軽減され、メンタル面でのフォローがなされる職場環境づくりに取り組みます。
- (2) 医務部門と密に連携し、職員の体調管理や腰痛対策に取り組みます。
- (3) 職員が資格取得を目指しつつ、安心して就業継続できる職場風土づくりに努めます。
- (4) 法定研修に加え、職員の資質向上に向けた研修を、適宜、企画・実施します。
- (5) 施設の運営理念の共有と実現に向けた研修に取り組みます。

○ ケアプラン作成担当部門の目標

個別ケアの確立を目指し、エビデンス（根拠）のあるケアプランとなるよう、以下の取組を進めます。

- (1) サービス担当者会議に、入居者・ご家族様の参加を求め、課題や今後の取組方針の共有に努めます。
- (2) 多職種との連携・情報交換を確実・丁寧に行います。
- (3) 入居者・ご家族様のご希望が具体的に反映されるよう、プランを作成します。
- (4) 加算取得に向け、必要となる準備作業を迅速かつ的確に進めます。

○ 生活相談担当部門の目標

入居・退居の支援を通じ、在宅での暮らしが入居後も継続できるよう、また、「ここで暮らせてよかった」と感じていただけるように、一層の情報共有に努め、次の取組を進めます。

- (1) 入居者様の高齢化・重度化が進行し、家族関係や社会保障制度等、高齢者を取り巻く社会環境が複雑化・多様化する中、施設の運営理念に則り、入居後の生活が、極力、入居者・ご家族様の意向に沿ったものとなるよう、入居に向けた支援に努めます。
- (2) 施設パンフレット・ホームページ等を通じて、入居後の暮らしぶりを知ってもらえるよう、積極的な情報発信に努めます。また、広報活動のひとつとして、入居者募集チラシを地域や周辺の医療機関等に配布し、入居者確保につなげていきます。
- (3) 高齢者の福祉ニーズが、多様化・複雑化する昨今、新規入居者の確保は、年々、困難になっています。そのような状況下において、できる限り、迅速に入居者を確保するため、面談時等の機会を通じて、当施設の魅力を最大限発信してまいります。

○ 栄養管理担当部門の目標

入居者様に、美味しく食事を召し上がっていただくとともに、日々の食事が楽しみとなるよう、以下の取組を進めます。

- (1) 各フロアにおいて、他の入居者様と共に楽しい雰囲気の中で食事を召し上がっていただき、日々の暮らしの楽しみとなるような食事の提供に努めます。
- (2) 季節の旬の食材を見た目にも美味しく味わっていただけるよう盛り付けを工夫する等、視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚の五感で食事を味わっていただきます。
- (3) 行事食やユニットでのおやつ作りや食事作りを充実させ、いつもと違う雰囲気や香りなどを楽しみながら、食事を召し上がっていただきます。
- (4) 他部署との連携・情報交換をしっかり行い、入居者の特性や身体状況を把握して適切な栄養計画を立て、個人に合った食事提供に努めます。
- (5) 積極的に研修に参加し、業務水準の向上に努めます。

第4 入居者様の重度化に対応する取組

入居者様の健康状態の維持、向上に努め、心身ともに安寧な生活が送れるよう、令和7年度は以下の取組を推進します。

○ 看護担当部門の目標

穏やかでその人らしい生活を送っていただけるよう、身体面、精神面のサポートに取り組みます。

1 入居者様の健康管理

施設医、介護職員との連携・協同により入居者様の心身の健康状態の把握に努め、小さな変化に対しても速やかに適切な対応をします。

また、歯科医師とも連携し、口腔ケアの充実に努めるとともに、管理栄養士・介護職員との協働により、栄養状態・嚥下状態の把握に努め、適切な水分・栄養摂取ができるよう取り組みます。また、自然な排泄ができるよう工夫してまいります。

2 感染・褥瘡等の予防対策

(1) 感染防止対策の充実

居室・フロアの温度・湿度管理を行い、換気に努めるとともに施設内の清掃やマスク・ゴム手袋の着用を徹底し、感染防止に取り組みます。

感染防止対策として実施しているマスクの着用、アルコールでの手指消毒と清掃、入居者様の毎日の検温測定による健康管理については、引き続き、徹底するとともに

に、適宜、情報収集に努めます。

また、インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン接種の推奨に努め、感染時や感染の危険性が疑われる場合は、当施設の対応マニュアルに従って迅速に対応し、感染防止及び感染拡大防止に努めます。入居者様のみならず、職員も業務従事前に検温し、「検温・症状記録表」による経過観察を継続していきます。

特に、新型コロナに関しては、体調不調時には速やかな受診と対応をすすめています。

(2) 褥瘡予防対策の充実

全入居者様について、こまめな体位交換等によって、褥瘡の予防に努めるとともに、褥瘡予防研修を通じて看護、介護に携わる職員全員の知識が深まるよう取り組みます。

なお、万が一、褥瘡が発生した場合には、外科専門医へ診察と処置を行い、また適切な除圧・処置等により早期の治癒に取り組みます。

(3) 皮膚トラブル対策の充実

皮膚トラブル防止のため、皮膚の清潔、保湿に努めます。処置が必要な時には、皮膚科医の診察と処置を行い、健康な皮膚が維持できるよう取り組みます。

3 服薬事故防止対策

「服薬漏れ・服薬間違いゼロ」を目指します。看護師、介護士各々の配薬時の手順の徹底、ヒヤリハットの分析を行うとともに、看護師・介護士間で密な情報共有を図り、誤薬事故の発生防止に取り組みます。